未成年の方の受診について

未成年者は、理解判断能力が未熟な可能性が高いため、民法上は単独での医療契約が完全には認められていません。そのため、下記の理由から、未成年者の受診には保護者が同伴し、医師の説明等を理解したうえで代諾者になっていただきます。

☆保護者の方の同伴をお願いする理由☆

- ・これまでに罹った病気やアレルギーの有無、現在服用中のお薬や、 治療中の病気や怪我について正しく確認するため
- •必要となる処置やお薬等に関するリスクや副作用について、

正しく理解・了承を頂くため

•診療方針に関する判断や同意をお願いするため

しかし、現実には必ずしも保護者が未成年者の診察に同伴できない場合もあるため、当院では下記のようにルールを定めています。

●小学生の方

・・・いかなる場合も保護者の方の同伴が必要です。

●中学生の方

・・・・原則として保護者の方の受診が必要です。

ただし、下記の場合に限り、お子様のみの受診も可能です。

- ・次回受診日までに薬がなくなったとき、または抗アレルギー薬の追加処方希望時 (医師の許可があるときのみ)
- ・学校検診で視力低下を指摘されての受診(すでに眼鏡を持っている場合のみ) *必ず結果用紙を持参してください
- ・コンタクトレンズの定期検診

●高校生 (18歳含む) の方

- ・・・保護者の方の同伴を推奨しますが、受診することを保護者の方が了承を得ていれば、
- 本人単独での受診は可能です。ただし、下記の場合は必ず保護者の付き添いが必要です。
 - ・初めてのコンタクトレンズ処方(装用練習)のとき
 - *目を触ることにより、気分不良になる可能性があります。
 - ・処置(ものもらい切開等)や点滴など、侵襲(血が出る)を伴う治療が必要な場合

その他の注意点

- •検査は未成年者単独でもかまいません。診察時には保護者同席が必要です。
- ・未成年の方でも、すでに就労されており健康保険証(「本人」)がある場合は、十分な理解判断能力があると考え、成人と同様の対応とさせていただきます。
- ・未成年者の方の単独受診時、お手持ちのスマートフォン等でリアルタイムに通話(スピーカー使用)可能であれば保護者の方に病状説明をすることはできます。ただし、受診後(会計後)のお電話での病状問い合わせは通常業務に支障をきたすため対応できません。説明御希望の方は、別の日に受診予約の上、御来院ください(再診料が必要です)。